

町有地売払いの媒介制度による媒介の流れ

御嵩町と宅地建物取引業界の団体（以下「団体」という。）が媒介に関する協定を締結

①協定書第4条

御嵩町は協定締結団体に対し、売却する町有地について媒介を依頼し、団体は所属する宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）に媒介依頼を周知

②協定書第6条第2項

媒介業者が買受希望者を御嵩町に紹介する場合、買受希望者から【御嵩町町有地買受申込書】と【誓約書】を授受し、【御嵩町町有地売払い媒介申請書】と併せて、御嵩町にこれらの資料を提出

③協定書第6条第3項

申請書等の内容が適当と認めた場合、御嵩町と媒介業者間で【町有地売払いの媒介に関する契約】を締結

④協定書第7条

御嵩町は媒介業者から紹介のあった買受希望者について、買受資格（入札資格を有する者か、破産者でないか、暴力団員又はその関係者でないか、町税等の滞納者ではないか）を有するか審査を行い、その結果を買受希望者と媒介業者に通知

⑤協定書第8条

御嵩町と買受希望者が、媒介業者の立会いのもと、町有地の売買契約を締結

⑥協定書第9条

買受希望者から売買代金が全額納付されたことを確認したあと、御嵩町が所有権移転登記を嘱託

⑦協定書第10条第5項

所有権移転登記完了後、御嵩町が媒介業者に連絡し、媒介業者は御嵩町に対して【御嵩町町有地媒介完了通知書】と【御嵩町町有地媒介報酬請求書】を提出

⑧協定書第10条第5項

御嵩町は、媒介業者からの請求に基づき、媒介報酬を支払